

平成 26 年第 4 回小城市議会定例会提案理由

(平成 26 年 11 月 27 日開会)

おはようございます。本日ここに、平成 26 年第 4 回小城市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、ご参集を賜り厚く御礼申し上げます。

それでは、これより本議会に提案いたしております議案の提案理由をご説明申し上げます。

まず、議案第 66 号及び議案第 67 号の専決処分の承認を求めることについてでございます。

議案第 66 号 平成 26 年度小城市一般会計補正予算(第 3 号)でございますが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 2,006 万 5 千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ 210 億 3,139 万 5 千円といたしましたものでございます。

補正の内容は、衆議院解散により行われる衆議院議員総選挙に伴う経費でございます。

議案第 67 号 平成 26 年度小城市一般会計補正予算(第 4 号)でございますが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 2,485 万 1 千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ 210 億 5,624 万 6 千円といたしましたものでございます。

補正の内容は、県知事の辞職により行われる県知事選挙に伴う経費でございます。

以上の2議案につきましては、議会を招集する時間的余裕がなかったため、やむを得ず地方自治法第179条第1項の規定により、議案第66号につきましては11月21日付で、議案第67号につきましては11月25日付けで専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

議案第68号 組織機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例は、平成27年4月1日からの機構改革に伴い、必要な条例改正を行うものでございます。

改正の内容は、小城市防災会議条例、小城市総合計画審議会条例、小城市職員定数条例、小城市子ども・子育て会議条例、小城市学校給食審議会条例、小城市学校給食センター条例、小城市都市計画審議会条例の一部改正でございます。

次に、議案第69号 小城市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、学校教育法施行令の改正の趣旨に基づき、条例を改正するものでございます。

改正の内容でございますが、適正就学指導委員の名

称を教育支援委員に変更するものでございます。

次に、議案第 70 号 小城市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例についてでございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、条例を改正するものでございます。

改正の内容でございますが、諮問する特別職の対象者を変更するものでございます。

次に、議案第 71 号 小城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例についてでございますが、児童福祉法の改正に伴い、条例を制定するものでございます。

条例の内容でございますが、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるものでございます。

次に、議案第 72 号 小城市保育の実施に関する条例を廃止する条例についてでございますが、条例制定に係る児童福祉法の根拠規定が改正されたことに伴い、条例の廃止をするものでございます。

これまで条例に規定していた内容については、法令等で整備されるものでございます。

次に、議案第 73 号 小城市ひとり親家庭等医療費助

成に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、条例において引用する「母子及び寡婦福祉法」の名称等が変更されたことに伴い、条文の整備を行うものでございます。

次に、議案第 74 号 小城市小城駅前広場条例についてでございますが、JR 小城駅周辺環境整備事業の完了に伴い、条例を制定するものでございます。

条例の内容でございますが、小城駅前における安全かつ円滑な交通確保を図るとともに、観光及び人的交流の拠点として小城市小城駅前広場を設置するものでございます。

次に、議案第 75 号 小城市営住宅条例の一部を改正する条例についてでございますが、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」の名称が変更されたことに伴い、条例を改正するものでございます。

次に、議案第 76 号 小城市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、地方公営企業会計制度改正に伴い、小城市水道事業の設置等に関する条例を改正するものでございます。

改正の内容でございますが、会計制度が変更されたことに伴い、既定の資本剰余金の処分に係る条文を削

るものでございます。

次に、議案第 77 号 工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

この工事は、平成 26 年度三日月特定環境保全公共下水道事業 三日月浄化センター設備工事でございます。

三日月浄化センターにつきましては、平成 19 年 3 月に供用開始を行い、現在は 2 池で水処理を行っているところでございます。

今回提案しております工事は、小城処理区及び三日月処理区からの汚水流入量の増加に対応するため、3 池目の水処理機械設備とそれを制御する電気設備を増設するものでございます。

契約の方法は、条件付き一般競争入札による契約で、契約の金額は 4 億 8,060 万円、契約の相手方は鹿島建設株式会社九州支店 常務執行役員支店長 ^{かしま}松崎 ^{まつざき}公一 ^{こいち}でございます。

工期は、契約締結の日から平成 28 年 3 月 10 日までを予定しております。

続きまして、補正予算についてご説明申し上げます。

まず、議案第 78 号 平成 26 年度小城市一般会計補正予算（第 5 号）は、歳入歳出にそれぞれ 2 億 3,629 万 7 千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ 212

億 9,254 万 3 千円といたすものでございます。

第 2 表 債務負担行為補正は、資源物収集運搬処理委託料及び一般廃棄物搬送等委託料の期間、限度額を追加いたすものでございます。

第 3 表 地方債補正は、道路新設改良事業及び社会資本整備総合交付金事業の借入限度額を変更するものでございます。

それでは、補正の主なものについてご説明申し上げます。

まず、第 2 款 総務費では、国の「社会保障・税番号制度の導入に伴うシステム改修業務」に係る経費や、小城市を応援する市外在住の方へふるさと納税（寄附金）を推進する「ふるさと納税推進事業」に係る経費のほか、平成 27 年 3 月には合併 10 周年を迎えるため「市制施行 10 周年記念シンポジウム事業」に係る経費などを計上いたしております。

第 3 款 民生費では、自立支援医療（育成医療）給付事業による給付費及び認可保育所の基準を満たす認可外保育所に対し、運営に要する費用の一部を補助する認可外保育施設運営支援事業を計上しております。

第 4 款 衛生費では、ごみ処理を一部事務組合で推進するための「天山地区共同環境組合事業」などを計上しております。

第 6 款 農林水産業費では、持続可能な力強い農業

を実現するための「青年就農給付金給付事業」を計上しております。

第 8 款 土木費では、市道小城公園・本告線歩道設置事業を計上しております。

歳入では、これらの事務事業に伴う国・県支出金、分担金及び負担金、寄附金、諸収入、市債のほか、地方税や財産収入、財源調整として財政調整基金繰入金を計上するものでございます。

次に、議案第 79 号 平成 26 年度小城市下水道特別会計補正予算（第 2 号）は、歳入歳出にそれぞれ 766 万 2 千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ 25 億 7,388 万 6 千円といたすものでございます。

第 2 表 継続費補正は、特定環境保全公共下水道事業 三日月浄化センター設備工事分の総額と年割額を変更するものでございます。

第 3 表 地方債補正は、公共下水道事業の借入限度額を変更するものでございます。

次に、議案第 80 号 平成 26 年度小城市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ 240 万 1 千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ 57 億 3,978 万 3 千円とするものでございます。

補正の主な内容は、歳入では諸収入のうち第三者納

付金の増を見込んでおります。

歳出では、平成 25 年度の特定健康診査及び保健指導の精算に伴う返還金などを計上しております。

次に、議案第 81 号 平成 26 年度小城市水道事業会計補正予算（第 2 号）は、収益的収入及び支出の既定予算額にそれぞれ 36 万円を増額し、予算総額をそれぞれ 3 億 2,501 万 4 千円とするものでございます。

補正の内容でございますが、収入では、営業外収益の他会計補助金として児童手当分を増額するものでございます。

支出では、収支の調整のため予備費を増額するものでございます。

次に、議案第 82 号 平成 26 年度小城市病院事業資本剰余金の処分については、すでに除却した機器等に対応した資本剰余金を処分するもので、地方公営企業法第 32 条第 3 項の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第 83 号 小城市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例についてでございますが、特別職の職員の給与に関する法律が改正されたことに伴い、市議会の議員、市長、副市長、教育長及び病院事業管理者の期末手当の支給

割合の改正を行うため、条例を改正するものでございます。

改正の内容でございますが、期末手当の支給割合を100分の15、引き上げるものでございます。

次に、議案第84号 小城市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、一般職の職員の給与に関する法律が改正されたことに伴い、小城市職員の給与に関する条例を改正するものでございます。

改正の内容でございますが、給料表、勤勉手当の支給割合及び通勤手当の額を改正するものでございます。

次に、議案第85号 小城市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてでございますが、健康保険法施行令の改正に伴い、条例を改正するものでございます。

改正の内容でございますが、出産育児一時金の助成内容を変更するものでございます。出産育児一時金は、産科医療補償制度の掛金3万円と出産費用の助成金39万円の計42万円となっています。

平成27年1月以降の出産にかかる産科医療制度の掛金が暫定的に1万6,000円に減額されますが、そこで浮いた分(1万4,000円)を出産費用の助成金39万円に加算し、40万4,000円とするものでございます。

このため、出産育児一時金の総額に変更はございません。

次に、議案第 86 号 工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

この工事は、平成 26 年度小城市牛津公民館改修工事でございます。

牛津公民館改修工事につきましては、合併前に牛津中央公民館であった旧議会棟を再び公民館として活用するために改修するものでございます。

契約の方法は、条件付一般競争入札による契約で、契約の金額は 2 億 2,680 万円、契約の相手方は中島工務店・エグチ・ビルド共同企業体、代表者は株式会社
中島工務店 代表取締役 ^{まえやま}前山 ^{くにとし}邦敏でございます。

工期は、本契約締結日から平成 27 年 9 月 11 日までを予定いたしております。

続きまして、補正予算についてご説明申し上げます。

まず、議案第 87 号 平成 26 年度小城市一般会計補正予算（第 6 号）は、歳入歳出にそれぞれ 2,849 万 7 千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ 213 億 2,104 万円といたすものでございます。

それでは、補正の主なものについてご説明申し上げます。補正の内容は、議案第 83 号及び議案第 84 号の

特別職及び一般職の職員の給与等人事院勧告による人件費の増によるものでございます。

次に、議案第 88 号 平成 26 年度小城市下水道特別会計補正予算（第 3 号）は、歳入歳出にそれぞれ 154 万 6 千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ 25 億 7,543 万 2 千円といたすものでございます。

補正の内容は、職員の給与等人事院勧告による人件費の増によるものでございます。

次に、議案第 89 号 平成 26 年度小城市水道事業会計補正予算（第 3 号）は、収益的支出の水道事業費の営業費用を 76 万 9,000 円追加し、予備費を 76 万 9,000 円減額するもので、既定の予算総額に変更はありません。

補正の主な内容は、営業費用では、職員の給与等人事院勧告による人件費の増によるものでございます。また予備費の減額は収支の調整のためのものでございます。

次に、議案第 90 号 平成 26 年度小城市病院事業会計補正予算（第 2 号）は、収益的支出を 747 万 1 千円追加し、予算総額のうち歳出を 16 億 6,367 万 4 千円といたすものでございます。

補正の主な内容は、職員の給与等人事院勧告による

人件費の増によるものでございます。

以上、この定例議会に提案しております提案理由についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。